

どこに相談すればいいの？



実際に、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手続を進めるためにはどうしたらいいの？

まずは、取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。早めの相談が、ガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、**取り得る選択肢を広げます。**



CHECK

「経営者保証に関するガイドライン」について、詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



取引金融機関以外の相談窓口

中小企業活性化協議会

廃業段階では、弁護士等の専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けての助言、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートに向けての助言・支援を実施しています。
詳しくは、各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談ください。

- ▶ 中小企業活性化協議会HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>



ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。中小企業の再生・整理に適した特定調停スキームについてのご相談も受け付けています。
詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

- ▶ ひまわりほっとダイヤルHP
<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>
- ▶ 電話：0570-001-240
- ▶ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
10:00～12:00 / 13:00～16:00



早期相談が重要です！

- ▶ **廃業手続に早期に着手**することが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があり、保証人である**経営者個人の残存資産の増加や再スタートに向けた生活基盤の安定に繋がります。**
- ▶ 事業再生や廃業を決断するに当たっては、**取引金融機関や専門家との日々のコミュニケーションや早めの相談が重要**です。



経営者の皆様へ

経営者保証に関するガイドライン を活用してみませんか

～早期廃業と再チャレンジ～



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

金融庁・中小企業庁は経営者の 再チャレンジを応援します。

金融庁
Financial Services Agency



